

医療法人制度改革の全体像

前月のタクトニュース No.310 でもお伝えしました医療法人制度改革についてですが、その後厚生労働省「社会保障審議会・医療部会」において「医療提供体制に関する中間まとめ」を経て、医療法人制度改革の報告書が纏められました。本稿では 2006 年実施予定の第 5 次医療法改正での医療法人制度改革について、本報告書の中から主なポイントについて、認定医療法人制度の創設も含め内容を再確認したいと思います。

具体的な医療法人の類型は？

医療法人の将来形として現状示されているものは、当面以下の 3 類型が予定されています。

営利を目的としない医療法人（出資額限度法人）
公益性の高い医療サービスを担う新たな医療法人（認定医療法人）

その他の医療法人（新設は認めず）

現在、わが国において最も多く存在する持分の定めのある社団医療法人（以下「持分あり法人」といいます。）は に該当するため、導入当初において影響はさほど大きくならないと考えられますが、改正後は従来のような持分あり法人の新設については認められなくなるものと思われます。従って、例えば現在のクリニック（診療所）が将来法人化を検討する場合には、かのいずれかの選択ということになります。従来、法人化を検討する判断材料には、個人と法人の税率差を利用した節税や、事業承継対策上、後継者へのクリニック引き継ぎを容易にするといったメリットも一部にはありましたので、単純に節税メリットだけを追求するような場合には法人化しないという選択肢も有効なケースが生ずるものと思われます。

「営利を目的としない」の意味

今後予定されている の医療法人の「非営利性」について、厚生労働省は本報告書において考え方を整理しています。医療法第 54 条の「剰余金の配当をしてはならない」にもある通り、医療法人は非営利であることとされてきました。しかし多くで見られる通り、MS 法人への利益移転や、社員退社時における剰余金の払い戻し等のケースにおいて実質的には配当が行われてきたということも指摘されています。また税務上の

取扱いは、医療法人（持分あり法人）の出資持分は株式会社の株式と類似したものとして考えられています。こうした中で、本報告書では「営利を目的としない」とは、医療法人の社員における権利・義務の内容について

- ・ 出資義務を負わないこと
- ・ 利益（剰余金）分配請求権を有しないこと
- ・ 残余財産分配請求権を有しないこと
- ・ 法人財産に対する持分を有しないこと

とし、「非営利性」を明確にしています。即ち法人の社員は、出資額を限度とした持分を有するものと考えられています。

このように新規設立の医療法人の出資については、現状において税務上と厚生労働省（医療法）との考え方の乖離がある中、今後「非営利性」に基づいた税制上のメリットが果たしてあるのか注目すべきところです。

公益性の高い医療サービス

の医療法人は、主に従来の民間医療施設を想定しているのに対し、 の医療法人は自治体立病院をはじめ従来の特定・特別医療法人、夜間休日の救急医療などのいわば公益的な医療の担い手を想定しているものと思われます。これらはいわゆる認定医療法人と呼ばれているものです。（認定医療法人の概要についてはタクトニュース No.310 をご参照下さい）

認定医療法人は自治体立病院等、地域基幹病院の受け皿として想定されており、また持分を他の医療法人に帰属させることで持株会社的なグループ経営の流れが将来進行することも考えられます。

既存法人の制度改革は？

一方、現在国内で約 4 万件の持分あり法人の改革については、当面の間、経過措置とされており影響が及びません。厚生労働省側では今回の法改正で医療のこれら「非営利性」「公益性」を基に株式会社の参入阻止を目指したものと思われますが、既存法人まで徹底できなかったことによる影響が今後生じるかもしれません。

（担当：医療福祉チーム 小林 良治）